

【第3回】 将来のまちのあり方について考えていきます これからのまちのあり方

問 政策企画課企画調整係 (☎ 286-3121)



府中町では、持続的なまちの発展や活性化につなげるために、市になること（市制施行）を含めた単独自治のあり方について今年度中をめぐりに検討を行っています。

今回は、人口が5万人を超える自治体として、府中町のこれからのあり方について考えていきます。

5万人を超える自治体のあり方

府中町は現在、全国の町村の中で唯一、人口が5万人を超えており、かつ、最も人口が多い自治体です。また、府中町は人口が県内23市町のうち8番目に多く、県内で比較しても他の市と遜色がない状態にあります。

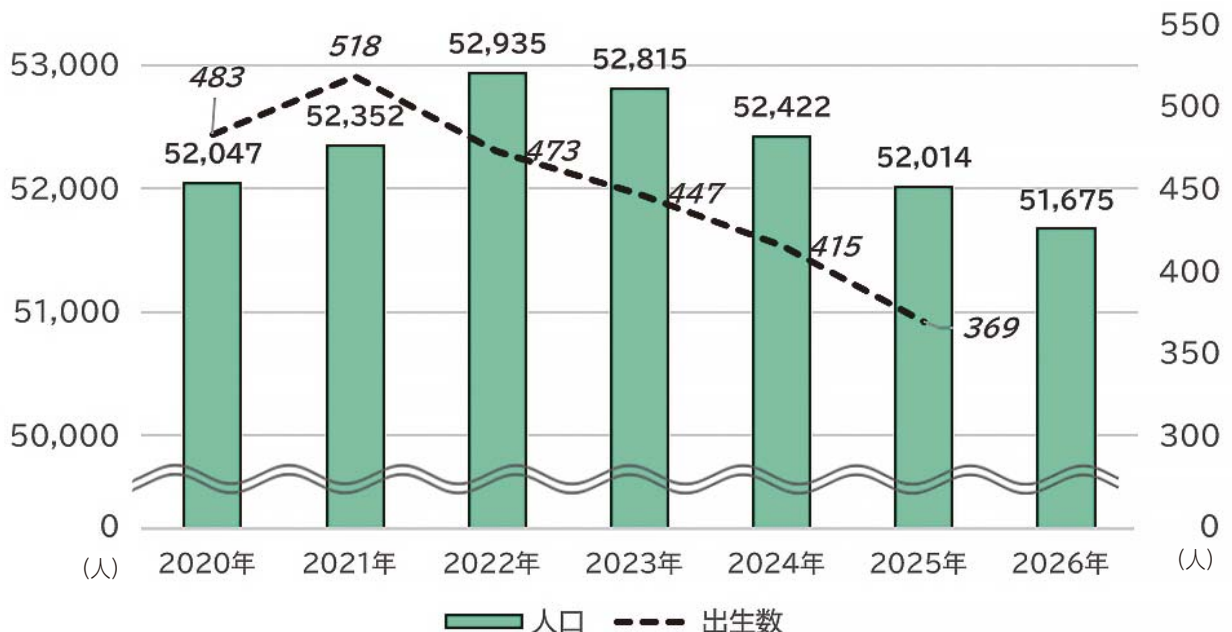
過去には、他にも人口が5万人を超える町村がありましたが、それらの自治体は行政サービスの充実や都市的イメージの獲得、地域の活性化と発展を目指し、いずれも単独で市制を施行しています。このように、人口5万人を超えた自治体が市制を施行することは、行政として地域の発展を目指す基本的な姿勢となっています。

今後のまちの課題

少子高齢化の進行により、日本の総人口は減少局面に入っています。府中町の人口も2022年をピークに減少傾向にあり、減少が続く見通しです。こうした局面において、このまま何も手を打たない場合、まち自体が衰退し、地域の存続にも関わる大きな課題にもなりかねません。

この状況をふまえて、町では、「第5次総合計画」を策定し、地域の活性化や人口の維持を図ることとしています。地域の持続的な成長へつなげていくためには、現状に甘んじることなく新たな視点で取り組む姿勢や、短期的なメリット・デメリットでなく長期的な視点で地域の発展を考える姿勢が必要と考えています。

府中町の人口・年間出生数推移



※いずれも住民基本台帳を参照。人口は毎年4月時点の数値を、年間出生数は毎年度の数値を示しています。

町HPは
こちら▶

課題解決に向けたまちのあり方

町村が市になるためには、人口が5万人以上などの要件があります（詳しくは広報ふちゅう5月号をご覧ください）。ただし、要件を満たせば自動的に市になるわけではなく、要件を満たした自治体が判断したうえ、手続きを行うことになります。

町では、将来のまちのあり方を検討するにあたり、過去に単独で市制を施行した自治体を調査してきました。その結果、市制を施行することで次の効果があると考えています。

- まちのイメージや魅力を高めて発信することで人や企業を呼び込み、将来的なにぎわいにつながります。
- 市制施行の人口要件を満たす町は全国で府中町だけです。注目度も高く、大きなアピールとなります。
- 町から市になることで他都市との連携が強化できるなど、自治体運営の力が高まります。

一方で、次の負担が考えられますが、他の自治体の事例を参考に、経費の削減や情報提供による住民の負担軽減を検討していきます。

- 公共施設の看板表記などを修正するための経費が発生します。
- 保険やクレジットカードなど一部のサービスで住所変更手続きを要する場合があります。

（サービス提供先や状況によります。福岡県那珂川市の事例では、サービスなど115件のうち、手続きや確認が必要なものは10件でした。）

市制施行は、短期的には住所表記以外に住民生活に大きな変化はないように感じられるかもしれませんが、視点を変えて長期的に考えると、市になることで人やモノ、情報を集めることで、人口減少をはじめとする町が今後直面する課題を克服し、地域の発展・成長につなげるといった大きな効果が期待できます。そのため、これからの将来世代も見据えた手段として、市制施行は有力な選択肢であると考えられます。

みんなで考えましょう!

住民の皆様への説明会 を開催します

市制施行の検討について、今後、住民の皆様へのアンケートなどを行う予定です。つきましては住民の皆様に向けた説明会を開催します。

- 7月25日(土) くすのきプラザ
- 8月8日(土) 南公民館

（時間など詳しくは広報ふちゅう7月号や町HPなどでお知らせします。）

町内会などの地域団体向けには6～7月に順次開催します。また、団体からのご希望に応じて町の職員がお伺いして説明会を行うことも可能です。政策企画課企画調整係にお問い合わせください。



もしもの時に支え合う「介護保険制度」のしくみ

☎ 高齡介護課介護保険係 (☎ 286-3235)

動画で解説
しています▶



介護保険制度は介護や支援が必要な状態になったとき、社会全体で支え合う制度です。介護認定を受けた人のほか、65歳以上の人（第1号被保険者）であれば「チェックリスト」による判定を受けて利用できるサービスもあります。

●介護保険制度のしくみ

加入者



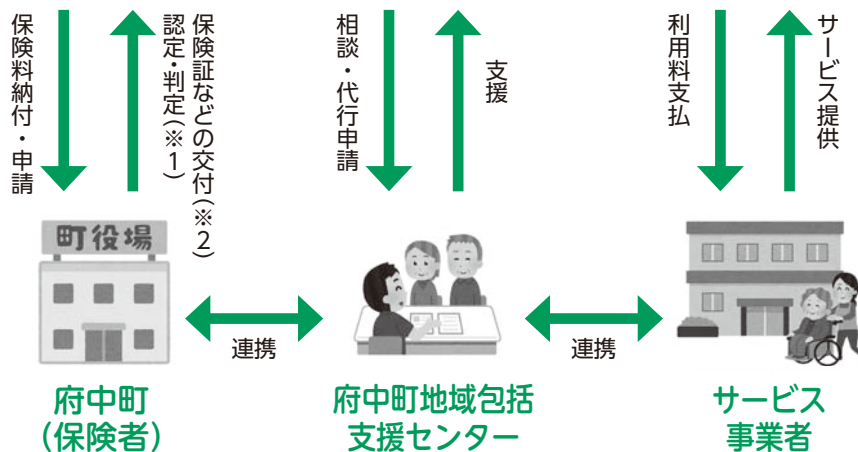
第1号被保険者

65歳以上の人。介護や日常生活の支援が必要となったとき、府中町の認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者

40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人。特定疾病により介護や日常生活の支援が必要となったとき、府中町の認定を受け、サービスを利用できます。



(※1) サービスを利用するには、高齡介護課（役場2階⑫番窓口）で申請して、「介護や支援が必要である」と認定される（またはチェックリストによる判定を受ける）ことが必要です。

(※2) 介護保険のサービスを利用するときには、「被保険者証」（緑色）と「負担割合証」（黄色）が必要です。

小児慢性特定疾病による県外受診の交通費を助成します

☎ 福祉課障害者福祉係 (☎ 286-3161)

4月1日以降の受診分から、小児慢性特定疾病の医療費助成を受けているお子さんが、県外の指定医療機関で専門的な治療や検査を受けた場合、その交通費の一部を助成します。

対象者	次の全てに当てはまるお子さんと同伴者 ①府中町に居住している ②県外医療機関（※）で治療などを行うことについて県の承認を受けている ③治療などのために府中町と県外の医療機関を往復する ※県外の医療機関のうち、その最寄りの鉄道の駅がJR広島駅から103kmを超える場所にあり、小児慢性特定疾病の指定医療機関が対象となります。通院先の医療機関などでご確認ください。
助成	助成区分などにより金額は異なります。1年度につき3回まで助成します。
申請方法	受診を終えた日から2か月以内に、申請書と必要書類を福祉課へ提出。

◆助成区分や申請書など詳しくは町HPをご覧ください。



納税をお忘れなく

住民税ってどんな税金？

問 税務課町民税係 (☎ 286-3143)

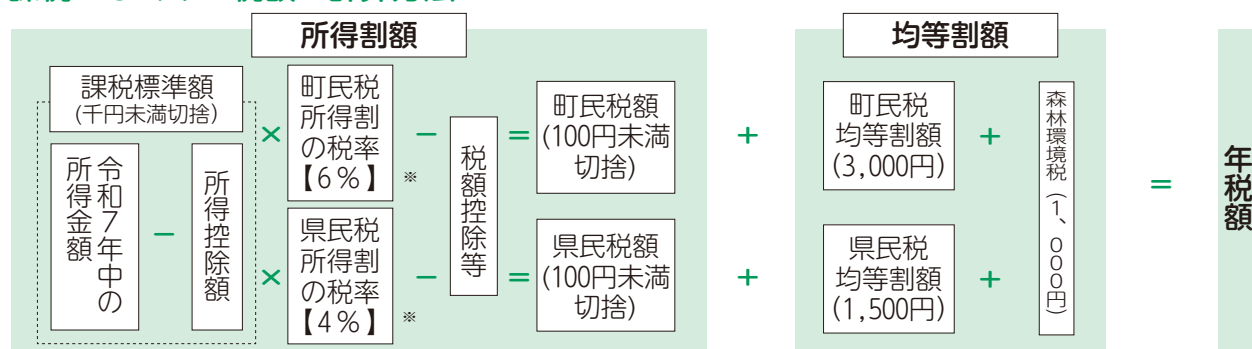
住民税は、町民税と県民税の総称です

1月1日現在の住所地（市町村）で、前年1月～12月の所得金額に応じて年税額を算定し、6月に課税（通知）します。

住民税と森林環境税が非課税になる人

- 生活保護法の生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- 合計所得金額が次の金額以下の人（扶養親族等がない場合は45万円以下）
35万円×(本人+同一生計配偶者（控除対象配偶者含む）+扶養人数)+10万円+21万円
※森林環境税（国税）は、住民税の均等割額と合わせて徴収されます。

課税のしくみと税額の計算方法



※分離課税は税率が異なります。

納付の方法

普通徴収	給与特別徴収	年金特別徴収
納付書または口座振替により、自分で納付します。事業所得者や年金所得者など給与から住民税を差し引くことができない人などが対象です。 【納期】6・8・10・1月（年4回）	給与所得者の給与から住民税を差し引いて事業主がまとめて納入します。 【納期】6月～翌年5月（年12回） ※普通徴収に比べると1回あたりの納税額は少なくなります。	公的年金にかかる住民税を年金から差し引いて日本年金機構等が町へ納付します。4月1日現在、65歳以上の住民税が課税される公的年金受給者が対象です。 【納期】年金支給の偶数月（年6回）

健診で健康状態の確認を

女性の一般健康診査

問 健康推進課健康相談係 (☎ 286-3255)

時 6月1日(月)～令和9年3月31日(水) 対 府中町に居住する本年度中に18～39歳になる女性

¥無料（医療機関の協力による）

【健診項目】問診・身体測定・医師の診察・血圧・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・貧血）

【健診方法】マイナ保険証または資格確認書を持参し、町内実施医療機関で受診。

【実施医療機関】※予約が必要か事前にご確認ください。

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
大島内科医院	浜田本町7-1	281-8557	ちくいえクリニック	本町5-1-6	286-7788
岡原内科皮ふ科クリニック	大須1-19-19	561-0303	永田内科医院	青崎中24-26 2階	285-0808
小山田内科医院	鹿籠2-13-6	281-0807	なんば内科	本町2-5-13	282-4511
こさか内科	青崎東20-2	281-4482	西村内科医院	桃山1-1-24	281-6001
しみずハート内科クリニック	大須3-8-56 2階	283-8010	藤東クリニック	茂陰1-1-1	284-2410
鈴川内科クリニック	山田1-2-7	286-0050	前野医院	石井城2-10-20	281-2334
瀬戸ハイム内科	瀬戸ハイム1-2-24	285-0816	マツダ病院	青崎南2-15	565-5050
高上クリニック	浜田3-9-3	581-5533	みはら内科クリニック	大通2-8-21 2階	286-1177

私たちが府中町人権擁護委員です 問人権推進室 (☎ 286-3165)

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の皆様からの人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、法務局職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域での人権啓発活動を行っています。

吉岡 哲哉
委員小濱 樹子
委員坂田 眞澄
委員林 典子
委員田村 雅恵
委員松本 真奈美
委員

「あいさつ運動」を実施しました

町内小学校の入学式に、府中町人権擁護委員、府中町婦人会、府中町女性会が「あいさつ運動」を行いました。



これから始まる学校生活の中で、「自分自身とお友達への思いやりの心を大切にしたい」という思いを込めて、人権についてのリーフレットを配りました。

男女共同参画事業

「お終活」上映会 問 ※バリアフリー字幕あり



問人権推進室 (☎ 286-3165)

仕事や子育てがひと段落した熟年夫婦の騒動を通して、人生100年時代の家族のあり方、夫婦のあり方をご家族と一緒に考えてみませんか。

時 6月21日(日) ①午前10時～正午 ②午後2時～4時

※①は託児あり(要事前申込)

所 くすのきプラザ 2階認定こども園つばめホール

定 各回250人



「ヒロ子の日記～原爆ドーム保存秘話～」上映会 問 ※手話通訳あり

問総務課庶務係 (☎ 286-3131)

府中町で育ち生前に綴った日記が原爆ドーム保存活動のきっかけとなった橘山ヒロ子さんについて、元NHKアナウンサーの出山知樹さんが自主制作した映画「ヒロ子の日記～原爆ドーム保存秘話～」を、出山さんによる解説とともに上映します。

時 7月5日(日)

午後1時～1時30分 紙芝居「原爆の子さだ子の願い」(読み手・中村竜也さん)

午後1時30分～3時 「ヒロ子の日記～原爆ドーム保存秘話～」上映

所 くすのきプラザ 1階ギャラリー

定 50人程度

※ギャラリー内では「府中町ゆかりの原爆資料展～未来へつなごう この思い～」も行います。

